

審査の結果の要旨

論文提出者氏名：中空萌

中空萌氏の論文、「所有主体の生成と知識の翻訳——現代インドの生物資源に関する科学、在来知、知的所有権をめぐる民族誌」は、インド・ウッタラーカンド州の、科学者から伝統医療の実践者に至る様々な人々が織りなす諸実践を解明し、知識はいかなる形で誰かのものになるか、そのメカニズムを追究しようとするものである。

本論文は、大きく言って、序文「知識の所有、現代人類学、そしてインド・ウッタラーカンドへ」、第Ⅰ部「理論的考察—所有主体の生成と知識の翻訳」、第Ⅱ部「民族誌的背景—多層的なインド『国家』アクターによる伝統医療と生物資源の所有化」、第Ⅲ部「『人々の生物多様性登録』プロジェクトにおける在来知と所有者の設定」、第Ⅳ部「『所有主体』を越えて—『人々』の経験」、結語から成り立っている。

序文で、著者がどのような経路で知識や所有の問題系に関心を抱くようになったのかが述べられたあと、第Ⅰ章「所有主体の生成をめぐる民族誌」では、所有をめぐる問いが文化人類学の学説史のなかでどう定位され、主に M・ストラザーンの論考を手がかりにして所有主体が設定される過程自体も分析の枠組に入れる視座が示される。第Ⅱ章「異なる知識の翻訳をめぐる」では、本論文の立論のもう一つの柱となっている知識について、調査地で進行している「生物多様性登録」プロジェクトの脈絡を下敷きにしつつ、論点の関係（在来知と科学知との関係、相異なる体系間での知識の翻訳の問題など）が示され、第Ⅰ部が閉じられる。

第Ⅱ部第Ⅲ章「現代インドと『国家』と伝統医療」は、インドにおいて伝統医療の代表例であるアーユルヴェーダが生物医療と対比される局面を越え、比較・翻訳される局面に議論が移行したことを跡づけ、第Ⅳ章「『人々の生物多様性登録』とウッタラーカンドの自然、政治、社会運動」はそうした歴史的推移のなかで、「薬草州」として特別な政策が進行する場となったウッタラーカンド州の地域的特性を明らかにする。

以上で今後の議論の環境が整備され、これからは微視的な民族誌的記述と検討に入る。第Ⅲ部第Ⅴ章「分類体系の設定と共約可能性の探求」において、在来知の在り方を通じて生物多様性を登録するという脈絡のなかで、薬草植物を分類し、標本にするという実践が、既存の科学知の枠組を揺るがすメカニズムが描かれる。第Ⅵ章「所有者の設定と *dayā* 概念」では、同様の状況下、知的所有権の帰属先が議論の対象となるが、ローカルな概念 *dayā*（「慈悲」）を媒介に現地の科学者が、西欧近代的な所有概念の排他性を超克していこうとする営みが記述される。

続く第IV部は、薬草が在来知の対象とされ、その在来知の所有者が暫定的にはあれ定められたとき、いかなる事態が生じるのか、を論じ、これまでとは別の視座から知識と所有について考察する。第7章『表象』としての在来知を越えて」において、文化的所有権という発想で立ち上がったプロジェクトの事例が検討される。いちど境界化された在来知の範囲は、その効果を視野に入れたとたん、地理的にも象徴的にもその範囲を広く超えるものとなると論じられ、境界づけられた固定的領域性を有するものとしての知識概念が批判される。第8章「自然と『責任主体』の生成？」では、薬草を商品化してその管理主体としてコミュニティを生成しようと試みた事例が取り上げられ、当事者たちは、特定の科学的知識を有するコミュニティの一員として自己を規定しつつも、科学的知識と「それ以外の知識」とを比較し、相異なる知識体系の間においても自己の存在を定位しようとしていると論じられる。

結語「所有と知識の翻訳、そして比較をめぐって」ではこれまでの議論がまとめられ、J・ロックの所有論の再考を通じて知識の所有に見られる価値と責任の視点が確認されて本論文は締めくくられる。

本論文は、以下の三点において、文化人類学や隣接諸科学において十分に意義あるものと考えられる。第一に、現代インドの科学者の日常的・科学的諸実践というオーソドックスではない研究対象に果敢に取り組み、新傾向の民族誌的研究を首尾一貫した形で実践したこと。第二に、科学者から薬草採集者・行政官まで、多様なアクターが絡み合う事例を通して、知識概念と所有概念、さらには翻訳の問題といった論点に対して理論的展開の可能性を示したこと。第三に、こうして新たに知識概念と所有概念を再構成することで、人類学と法学や西洋思想史との対話を促したこと、である。

審査では、知的財産権の議論との接合、現地語・現地概念の解釈、扱われている事例の歴史的位相の検討、理論的主張の背後にある哲学的・経済学的議論の検討などの諸点において、不十分な点がある可能性が指摘された。しかし、本論文がそれ自体として有する大きな意義に比すれば、それらは本論文の価値を損なう瑕疵ではないことも同時に確認された。したがって、本審査委員会は全員一致で、本論文提出者は博士（学術）の学位を授与するにふさわしいものと認定する。